

提案仕様書

1 業務名

首都圏での企業誘致セミナー企画・運営等業務

2 業務の目的

近年、北海道内においては、次世代半導体の製造拠点が千歳市に立地したことを契機として、半導体関連産業の集積に向けた動きが活発化している。中でも札幌市では半導体設計関連企業や次世代半導体のユースケースとなるAI関連企業の集積を目指し、誘致活動を強化している。

本業務では、主に首都圏に多く立地するこれら企業の意味決定層に対し、セミナーの開催等を通じて本市の以下の特徴をPRし、札幌への企業進出を促すことを目的とする。

- (1) 千歳市と近接しており、半導体関連企業との密な連携が可能な近距離に位置していることに加え、データセンターの集積が進む石狩市や苫小牧市とも近接していること
- (2) 札幌市中心部で進む大規模な再開発により、高機能で多機能なオフィスの提供が可能であること
- (3) 学術・研究機関が集積し、250万人の都市圏を形成しているなど、豊富な人材を有するまちであること
- (4) 広大で特徴的なフィールドを有しており、R&D、実証実験の場として最適である北海道の中心地であること
- (5) 北海道のGX/AIポテンシャルなどを活かし、スタートアップや関連企業、投資が集まる「GX・AIスタートアップ拠点」の整備を検討しているなど、イノベーションを牽引する新たな都市モデルの創出をすすめていること

3 セミナー概要

- (1) 実施時期
令和8年10月上旬
- (2) 会場
開催場所：東京
200人程度の集客が可能なホール等。
- (3) 内容（例）
 - ア 基調講演
 - イ パネルディスカッション
 - ウ 交流会なお、オンラインとのハイブリッド開催も可とする。
- (4) 対象
首都圏の半導体関連企業、次世代半導体のユースケースとなり得るAI関連企業の経営層
- (5) 参加費
無料

4 業務内容

受託者は、上記2の目的を達成するため、委託者（札幌市）と連携し、下記に定める業務を行う。実施内容の詳細については、企画提案の内容を基に、委託者と受託者で

協議し、調整する。

(1) セミナーの企画・運営

ア セミナー内容の企画

- ・委託者との協議により、セミナー内容の詳細を企画すること

イ 会場の確保

- ・東京都内で200人程度の収容が可能であること
- ・アクセスの利便性が高い会場であること
- ・同施設内に交流会会場及び登壇者控室を確保すること
- ・会場の形式については、シアター形式、スクール形式のどちらでも可とする。

ウ 登壇者のリストアップ

- ・目的達成のため、企画内容にふさわしい登壇候補者等をリストアップすること
- ・委託者が選定した登壇候補者等と出演交渉・調整を行うこと
なお、札幌市への進出企業を登壇者とする場合には委託者が選定及び出演交渉等を行う。
- ・すべての登壇者（札幌市職員が登壇する場合には職員は除く）に対して、旅費や謝礼の支払いを行うこと

エ 運営人員の確保及びマニュアル等の作成

- ・セミナーが滞りなく運営されるよう、十分な人員を確保すること
- ・運営計画、運営マニュアル、進行台本を作成し、事前に委託者と内容の調整を行うこと

オ 申し込み受け付け

- ・参加者申し込み窓口を設け、受け付け業務を行うこと
- ・参加者名簿を作成し、申し込み開始後、開催日前日までの間、定期的に委託者へ提供すること

カ 当日の運営・進行

- ・会場のレイアウト、音響・照明設備の用意、設営及び撤去を行うこと
- ・来場者受け付け、来場者誘導、司会進行、登壇者のアテンド等、当日の進行を滞りなく行うこと

キ アンケートの実施

- ・参加者へアンケート調査を行い、結果の集計を行うこと。なお、調査内容は委託者が決定する。

(2) 交流会の運営

- ・立食形式とし、北海道の特色ある飲料（酒類含む）・軽食を提供すること
- ・会場は100人程度が交流できる広さ、レイアウトとすること

(3) PR及び集客

- ・広告掲載等、セミナー対象者へ訴求するPRを行い、100人以上の集客を確保すること
- ・PR用チラシ1,000枚を作成し、札幌市役所及び東京事務所へ指定の部数ずつ納品すること

5 履行期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

6 環境への配慮について

本業務においては、委託者が運用する環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷

低減に努めること。

- (1) 電気、水道、油、ガス等の使用に当たっては、極力節約に努めること。
- (2) ごみ減量及びリサイクルに努めること。
- (3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らし、紙の使用量を減らすように努めること。
- (4) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
- (5) 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。

7 その他

- (1) この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、委託者と受託者が協議のうえ決定すること。
- (2) 業務の進行に当たっては、あらかじめ本市の業務担当者と綿密な打ち合わせをし、必要な企画、提案及び助言等を行うこと。
また、委託者の意向を適宜反映した広報活動とするため、委託者と定期的に打合せを行うこと。
- (3) 本仕様書に定める事項のほか、札幌市契約規則及び関係法令を順守すること。
- (4) 受託者は、本市が成果物等を広報及び広告活動等に利用する場合には、自由に使用できるよう、著作権法（昭和45年法律48号）第18条から第20条に規定する著作権者の権利を行使しないこととする。
- (5) 受託者は、成果物等が著作物に該当する場合において、本市が当該著作物の利用目的実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意する。
- (6) 受託者は、成果物等が著作権法第2条第1項第1号に規定する著作物に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引き渡し時に本市に無償で譲渡する。
- (7) 受託者は、第三者の商標権、著作権その他の諸権利を侵害する者でないことを本市に対して保証すること。
- (8) 成果品や資料等の公開に伴い、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときはその損害を賠償するものとする。